

国の基本指針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)の構成と前回計画策定年度からの主な変更点

1 構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

達成すべき
成果目標として
明記。

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害を理由とする差別の解消の推進
- 五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

2 国指針において新たに成果目標として追加されたもの(H29→R2)

(1) 相談支援体制の充実・強化等

【対応する指標(計画に盛り込むことが必要)】

ア 総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み

イ 地域の相談支援体制の強化

(ア) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み

(イ) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み

(ウ) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み

(2) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【対応する指標(計画に盛り込むことが必要)】

ア 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

ウ 指導監査結果の関係市町村との共有

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込み